

九州自然歩道魅力ステップアップ事業業務委託仕様書

1 業務の目的

九州自然歩道は、九州各地の自然公園や史跡、名勝、文化財など、その地方の特色ある場所を相互に結び、九州を一周する自然歩道である。

本県の九州自然歩道は、高千穂町国観峠から14市町を經由し、高原町高千穂峰に至る総延長372kmであるが、全線を通した路線状態、標識類の設置状況、地域の利用状況、見所等の現況が掴めていないことから、全線を走破することや豊かな自然、地域の魅力等を十分発信することができない状況である。

このため、全線を通した現況調査を行い、九州自然歩道の整備及び利用計画を策定し、自然の大切さや森林の持つ公益的機能を学ぶ魅力ある場として、九州自然歩道の利活用を図るものである。

2 業務の名称

令和2年度九州自然歩道魅力ステップアップ事業業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

4 業務委託の内容

(1) 基本調査

① 現況調査

- ・ 県が貸与する資料等を基に全線の概要を把握する。
- ・ 関係市町や利用団体等から、過去眺望の良かった場所や事故発生箇所、土地所有者の意向等の情報について聞き取り調査を行う。

② 現地調査（軌跡、施設、見所、難易度、携帯電話接続の有無）

- ・ 現地調査の際は、GPS等の位置情報を記録する。
- ・ 上記①で得られた情報を基に、見所や新たな眺望箇所等を調査する。
- ・ 既存の地図と現地のルートが異なる場合や新たな道路開設等で歩道がない等の状況を調査する。
- ・ 標識類の設置位置、基数、状態等を調査する。また、分岐点等で標識類の不足により道迷いする場所は、位置や内容を記録する。
- ・ 既存の構造物のうち補修が必要なものについては、位置や損傷の程度、規模等を調査する。
- ・ 歩行区間の難易度を知るため、勾配、幅員、所要時間等を調査する。
- ・ 携帯電話の接続エリアを調査する。

③ 通行不能区間調査

- ・ ②で確認された通行不能区間について、原因、位置、延長、規模、危険度等を調査する。

④ 報告書の作成

- ・ 上記①～③に係る調査結果を取りまとめ、報告書を作成する。

(2) 整備計画の策定

① 各施設の整備・改修等に関する検討・整理

- ・ 各施設について、利用頻度、老朽、破損、迂回等の条件を踏まえ、整備・改修・通行不能等方向性を整理する。

② 整備・改修の内容に係る検討・立案（基本設計図の作成及び概算工事費の算出）

- ・ 整備や改修を行う場合、規模・内容を示し概算事業費を算出する。
- ・ 展望地の適地については、位置情報を図面に落とすとともに、通景伐採や足場の確保など必要な情報を整理し、施設整備に必要な概算事業費を算出する。

- ・案内板や指導標の老朽化や破損したものについては、多言語仕様を提案する。
- ③通行不能区間の対策検討・立案
 - ・通行不能区間については、上記(1)で得られた情報を基に、既存の公道等を利用した迂回コースを設定する。

(3) 利用計画の策定

①利用方法の検討

- ・九州自然歩道を核として、エコツアーやロングトレイルなどに活用できるコース設定、難易度別、所要時間別等、自然体験や森林環境の素晴らしさが体感できるプログラムに活用できるよう、関係市町、団体、専門家等から意見を徴収し、コース毎に利用事例や新たな利用方法（コロナ感染予防を含む）を提案するとともに、留意点等を整理する。

※参考例：観光、トレッキング、レクリエーション、学習、スポーツ、〇〇巡礼

②利用計画の策定

- ・自然の大切さや森林の持つ公益的機能を学ぶ場として、九州自然歩道が活用されるよう、利用計画を策定する。
- ・パンフレット、ホームページ、SNS等での情報発信を見据えた提案を行う。

③資料作成

- ・関係団体との協議報告や作成した資料をまとめる。
- ・整理後、国土地理院発行の地形図に九州自然歩道を落とし込む。

(4) 成果品（電子データ1式、印刷物1式）

①コース毎のルート図、延長及び現状把握に関する報告書 … 1式

- ・(1)④に係る成果報告書を含む。
- ・コース毎、市町毎に区分し、延長や現状が把握できるようにする。

②整備・利用計画書 … 1式

- ・コース毎に整備すべき内容、利活用のためのプログラム等を提案する。

5 協議

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。

6 貸与品

- ・九州自然歩道ルート見直し事業業務委託報告書（平成13年度～16年度）
- ・トレッキングルートマップ（平成16年度作成）全区間8コース
- ・九州自然歩道モニターツアー所見報告書（平成26年度作成）計6回
- ・九州自然歩道マップ（平成27年度作成）3コース
- ・その他

7 その他

- (1) 事業効果を高めることを目的に、本仕様書以外の内容を付加することは差し支えない。
- (2) 受託者は、業務を遂行するに当たって、県と十分な調整を行うこと。
また、事業の進捗について、県は受託者に対し、随時、報告を求められることができるものとする。
- (3) 受託者は、業務の遂行に当たって、県民や企業等の第三者から批判を受けることがないように十分に配慮するとともに、万が一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。